改正後	改正前
3　法別表第五第一号の三の総務省令で定める事務は、被災者生活再建支援法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。	2　法別表第五第一号の二の総務省令で定める事務は、被災者生活再建支援法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。
4　法別表第五第一号の四の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～三　略］	3　法別表第五第一号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～三　同上］
5～23　［略］	4～22　［同上］
［削る］	23　法別表第五第九号の五の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　災害救助法第七条第五項の実費弁償の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 二　災害救助法第十二条の扶助金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
24　法別表第五第九号の五の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～五　略］	24　法別表第五第九号の六の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～五　同上］
25　法別表第五第九号の六の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～八　略］	25　法別表第五第九号の七の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～八　同上］
［26～62　略］	［26～62　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○総務省令第三十号

年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）の施行に伴い、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十八日

総務大臣　石田　真敏

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［略］ ［2～118　略］	（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］ ［2～118　同上］ ［新設］
119　法別表第一の七十七の十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　老齢年金生活者支援給付金、補足的老齢年金生活者支援給付金、障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金の受給資格及びその額の認定の請求に係る手続に関する情報の提供及び当該認定を請求することの勧奨 二　老齢年金生活者支援給付金、補足的老齢年金生活者支援給付金、障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 三　年金生活者支援給付金受給権者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査 四　年金生活者支援給付金受給資格者に係る届出に関する年金生活者支援給付金受給権者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	119～175　［同上］
120～176　［略］	
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、平成三十一年十月一日から施行する。

○総務省令第三十一号

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成三十年法律第百二号）の施行に伴い、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十七条第八項の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十八日

総務大臣　石田　真敏